

マージン率等の情報提供について

マージン率等の情報提供について

派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとのマージン率などのあらかじめ関係者に対して知らせることが適当である事項について情報の提供を行わなければならない（法第23条第5項）

情報提供すべき事項

- ①派遣労働者の数
- ②派遣先の数
- ③派遣料金の平均額（※1）
- ④派遣労働者の賃金の平均額（※2）
- ⑤マージン率（※3）
- ⑥労使協定を締結しているか否かの別等（※4）
- ⑦派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（※5）

（※1）当該事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額

（※2）当該事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する賃金の平均額

（※3）右記を参照

（※4）労使協定を締結している場合には、当該協定の対象となる派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期、当該協定を締結していない場合には、当該協定を締結していない旨

（※5）キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先やキャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容（その概要を含む）

（※3）マージン率

労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合

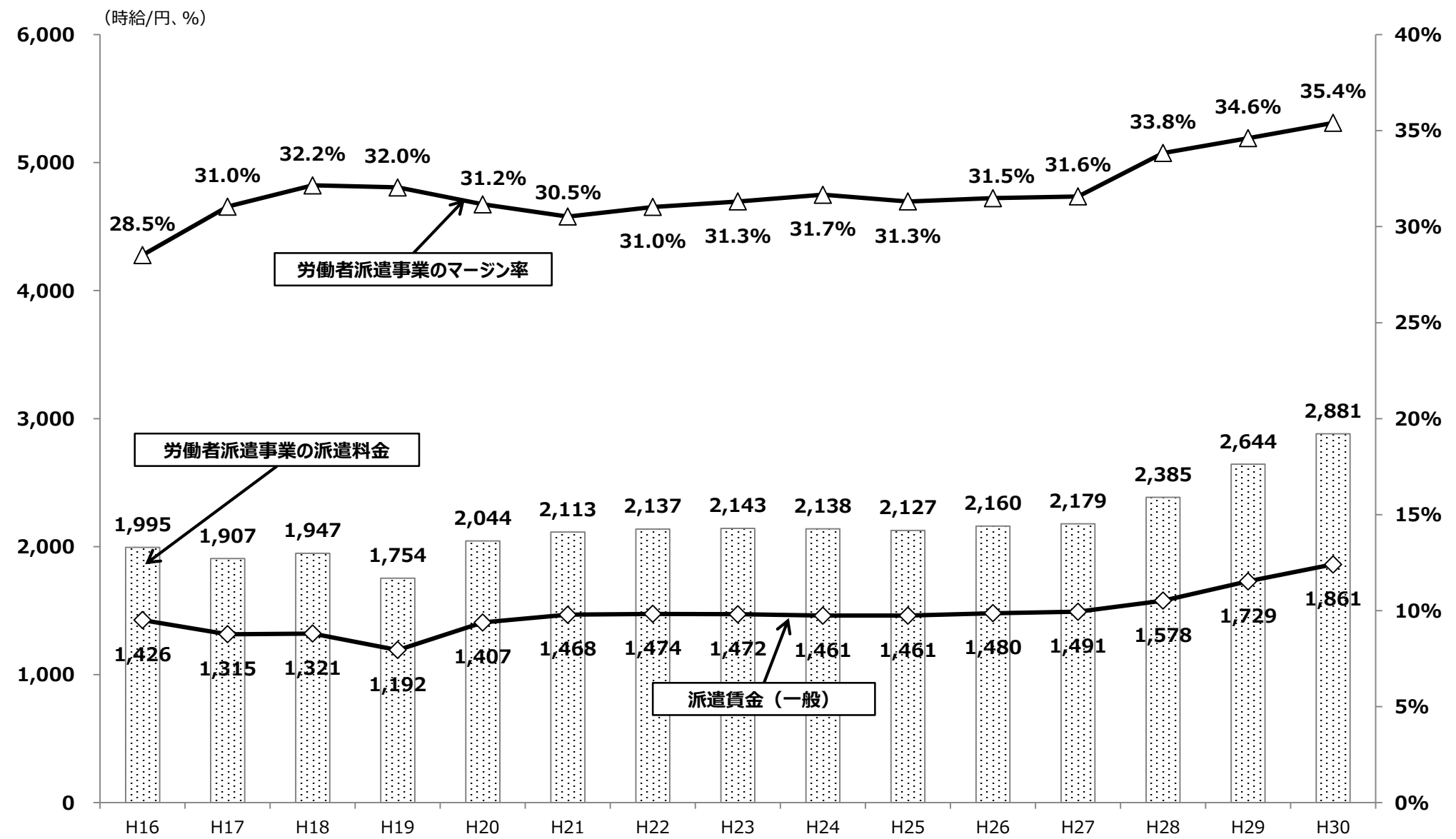
派遣料金（派遣先が派遣元事業主へ支払う料金）	
賃金（派遣元事業主が労働者に支払う賃金）	マージン

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

情報提供の方法

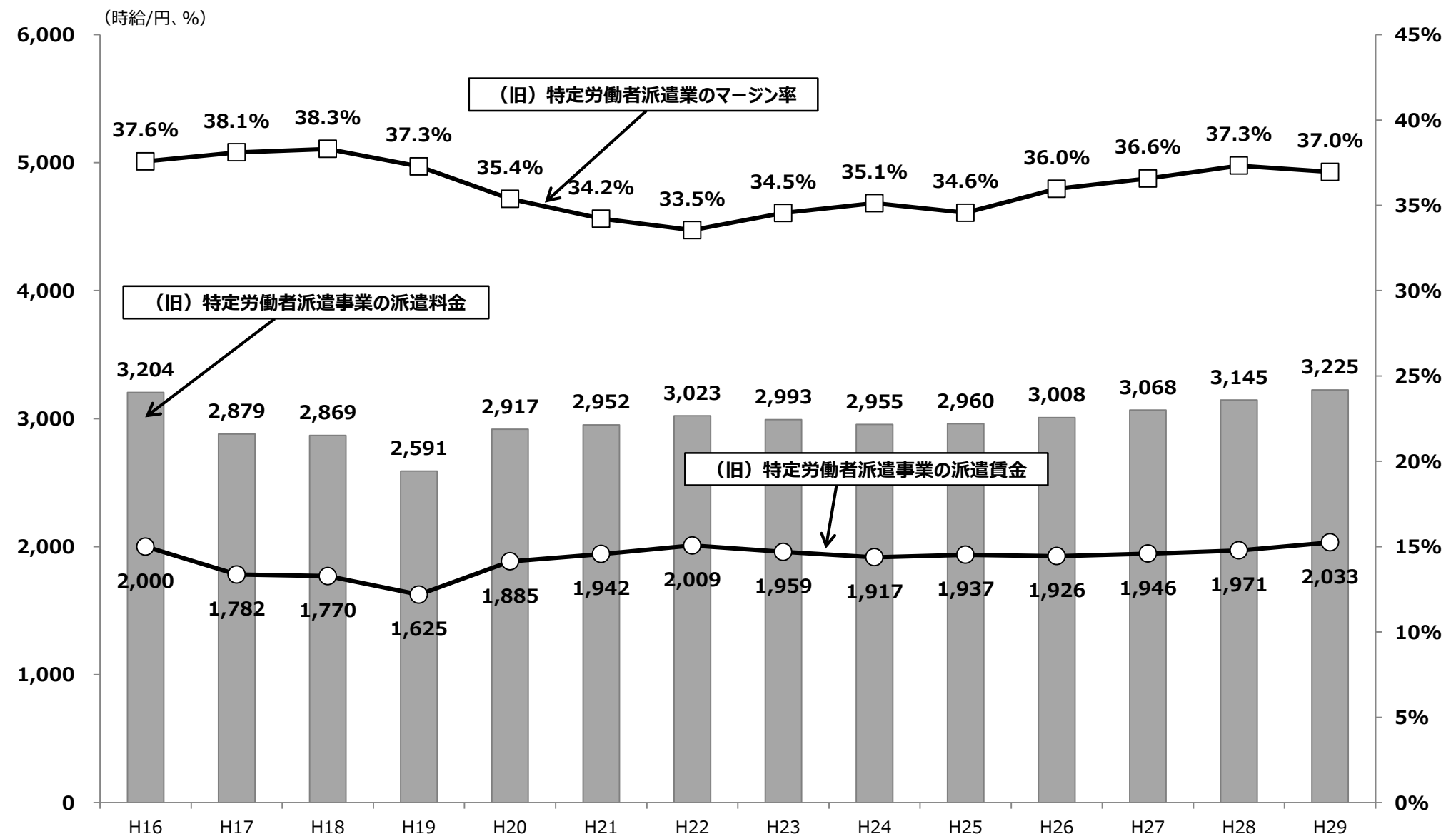
- 情報提供の方法は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法（パンフレットの作成等）により行うこと。特に、マージン率は、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすること。（指針）
- 情報提供は、少なくとも、毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表すること。

○ マージン率の推移（一般労働者派遣事業者）



※「一般」とは、平成27年9月30日以降、労働者派遣事業者を指す。
※「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主へ支払われるものについて、1時間換算したもの。
※「派遣賃金」は、労働者派遣の対価として派遣元事業主から派遣労働者へ支払われるものについて、1時間換算したもの。

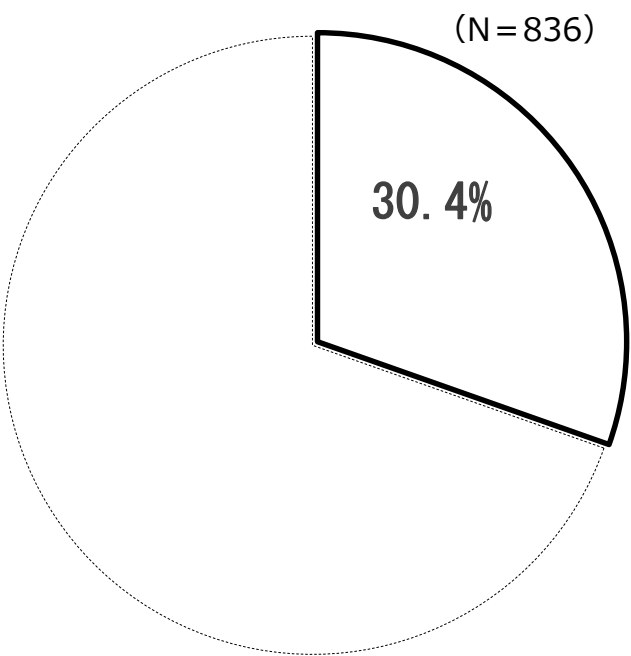
○ マージン率の推移（（旧）特定労働者派遣事業者）



※「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主へ支払われるものについて、1時間換算したもの。
※「派遣賃金」は、労働者派遣の対価として派遣元事業主から派遣労働者へ支払われるものについて、1時間換算したもの。
※H30年度は（旧）特定労働者派遣事業者に係る集計を行っていない。

○マージン率の内訳（派遣元調査）

回答のあったマージン率の平均値



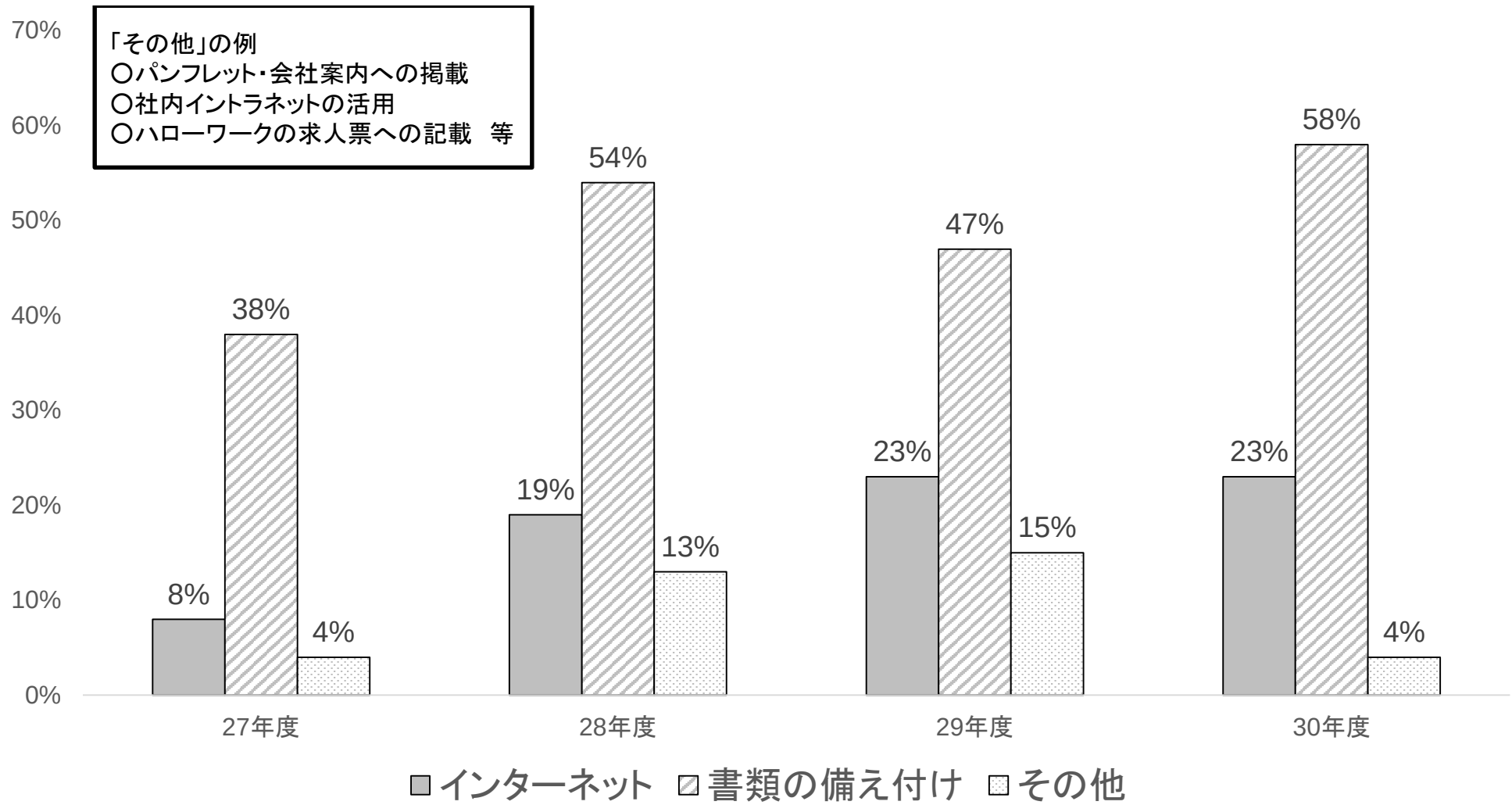
回答のあったマージンの内訳ごとの派遣料金に占める割合の平均値

	割合
教育訓練費（N=154）	2.4%
福利厚生費（N=148）	3.4%
社会保険料・労働保険料（N=274）	11.4%
営業利益（N=246）	5.9%

※各項目毎の割合の平均値であり、マージン率の平均値と上記の合計は一致しない

※2018年度の実績（回答事業所の平均値）

○ マージン率等の情報提供の方法について

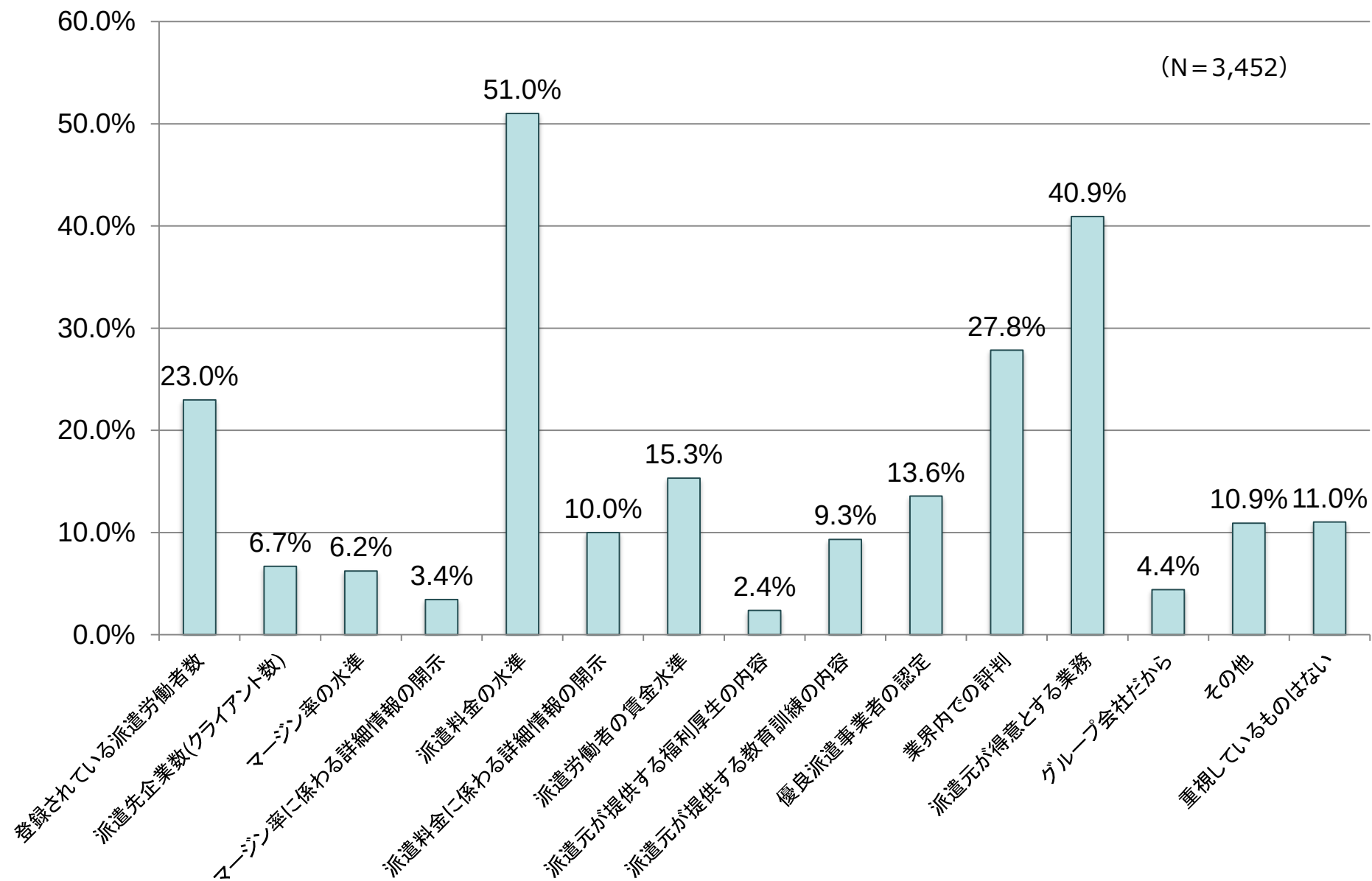


資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告書（年度報告）」

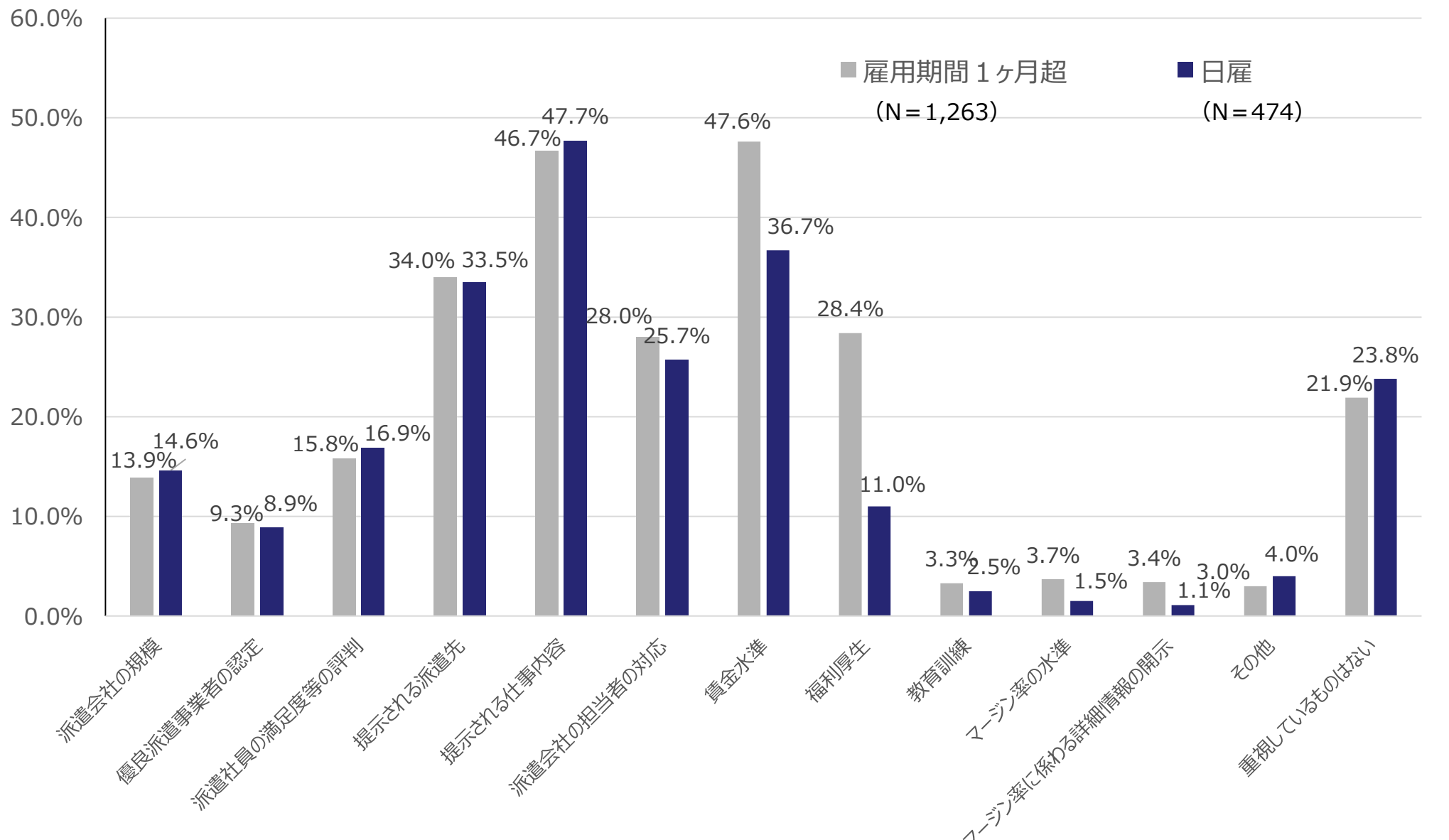
※ 平成27年度途中より集計方法が変更されているため、単純に平成28年度と比較を行うことはできない

※ 当該項目の調査においては、複数回答を可能としている

○派遣会社を選択する上で重視していること（派遣先調査）



○派遣会社を選択する上で重視していること（派遣労働者調査）



※ 該当するもの全て

過去の主な指摘

労働者派遣制度の改正について(平成 26 年 1 月 29 日労働政策審議会建議)

- 平成 24 年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き当審議会において検討を行うことが適当である。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成 27 年9月8日参議院厚生労働委員会)

- マージン率については、派遣労働者保護の観点から社会通念上適切な範囲があると考えられることに鑑み、その規制の在り方について検討すること。
また、マージン率の関係者への情報提供に当たっては、平成二十四年改正法の立法趣旨を踏まえ、常時インターネットにより広く関係者とりわけ派遣労働者に必要な情報が提供される方法で情報提供を行うことを原則とする旨を派遣元指針に規定すること。

マージン率の水準

- いわゆるマージン率の水準は、概ね3割強の水準となっており、その主な内訳は、社会保険料・労働保険料が最も多く、営業利益、福利厚生費、教育訓練費と続いている。こうした状況を踏まえ、マージン率の規制の在り方について、どう考えるか。

マージン率等の情報提供

- マージン率等のインターネットでの情報提供の実施率は向上しているものの約2割であること、派遣労働者や派遣先が派遣会社を選択する上では、マージン率よりも、賃金や派遣料金の水準、業務の内容等が重視されているといった状況を踏まえ、マージン率をはじめとした派遣元に関する情報の提供の在り方について、どう考えるか。